

HIMAC 棟実験動物施設の使用料について

2026 年 2 月 26 日

加速器施設運営委員会事務局

2026 年度第 I 期課題募集の際にお知らせしたとおり、2026 年度より HIMAC 棟実験動物施設が課金対象となりますのであらためてお知らせします。

使用料は以下の通りです。

共同研究で実施される課題に関する料金の徴収方法につきましては機構の共同研究者、または加速器施設運営委員会委員事務局 (himac_riyou@qst.go.jp) にお問い合わせください。

千葉地区実験動物施設における飼育ラック使用に関する規則（抜粋）

（定義、適用範囲）

第 2 条 この規則において、用語の定義及び適用範囲は、次の各号に定めるところによる。

（1）飼育ラック：マウス、ラット又はウサギ用のケージを複数個収容が可能な動物飼育用の架台で、飼育ラックの同義語は飼育棚、飼育装置とする。

（飼育ラック利用の申請）

第 3 条 千葉地区の実験動物施設内で実験動物を飼養するために飼育ラックを利用しようとする者（以下「飼育ラック利用者」という。）は、実験動植物施設使用申請書を安全管理部生物資源管理課長（以下「所管課長」という。）に半期（4 月から 9 月、10 月から翌年 3 月）単位で申請するものとする。飼育ラックにおける申請可能な最小の単位は、0.5 飼育ラックとする。ただし、重粒子線棟実験動物施設における申請可能な最小の単位は、期間は 1 日、飼育ラックは 1 段とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに飼育ラック利用が必要な場合は、1 ヶ月単位で所管課長に申請できるものとする。

（飼育ラック使用料）

第 4 条 飼育ラック利用者は、別表 1 に定める飼育ラック使用料を負担する。ただし、重粒子線棟の飼育ラック利用者は、別表 2 に定める使用料を負担する。

（飼育ラック利用の停止）

第 7 条 所管課長は、飼育ラック利用者が次の各号のいずれかに該当したときには、当該利用を停止することができる。

- (1) 動物実験に係る法令、指針、規程等に違反した場合
- (2) 利用している実験動物施設の実験動物取扱マニュアルに違反した場合

(所管部署)

第8条 この規則の所管は、安全管理部生物資源管理課とする。

別表2 (第4条関係)

重粒子線棟実験動物施設における使用料

・マウス飼育室及びラット飼育室の飼育ラック使用料

動物種	飼育単位	最大収容ケージ数	飼育ラック使用料 ^{※3}	飼育作業費 ^{※4}
マウス	1棚	56	8,300円/週	20円/ケージ/日
	半棚	28	4,300円/週	
	1段	8	1,600円/週	
ラット	1棚	12	3,600円/週	35円/ケージ/日
	半棚	6	2,000円/週	
	1段	4	1,400円/週	

・生物実験室内の飼育ラック使用料 (飼育装置としてカプセルユニット (最小1) を設置)

動物種	飼育ラック使用料 ^{※3}	飼育作業費 ^{※4}	カプセルユニット使用料 ^{※5}
マウス	4,500円/週	20円/ケージ/日	1,000円/カプセル数
ラット		35円/ケージ/日	
ウサギ		50円/ケージ/日	

※3 : 飼育ラック使用料は、飼育期間が1週間未満であっても1週間分で算出し、月曜日ごとに1週間分を加算する。

※4 : 重粒子線棟実験動物施設については、他の実験動物施設とは異なり飼育作業は生物資源管理課が行うため、1日あたりの飼育作業費を加算する。従って、使用料は、飼育ラック使用料と飼育作業費の合計で算出する。ただし、生物実験室内の飼育装置については、さらにカプセルユニット使用料を追加し、それらの合計で算出する。

※5 : 各飼育期間あたりに使用するカプセルの数に応じて算出する。なお、1つのカプセルにはケージがマウス用で2つ、ラット用・ウサギ用で1つまで収容可能である。